

広島県告示第五百五十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定によつて、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成二十八年九月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許予定日

平成二十八年十二月二十日

二 存続期間

免許の日から平成三十年八月三十一日まで

三 申請期間

平成二十八年九月二十日から平成二十八年十一月十九日まで

四 公示番号

区第四百二十九号

五 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、名称及び時期

漁業種類	名称	時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	一〇月一日から翌年四月三〇日まで

2 漁場の位置及び区域

(一) 位置

福山市鞆町皇后島地先

(二) 区域

次の三ア、アイ、四イを結んだ三直線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域

基点一 福山市鞆町仙酔島海喰門南端

基点二 基点一から海岸沿い東に二百四十メートルの所

基点三 福山市鞆町皇后島西端

基点四 福山市鞆町皇后島北端

ア 三から一を見通す線上百五十メートルの所

イ 四から二を見通す線上百メートルの所

六 地元地区

福山市鞆町